

## [ 事案 20-35 ] 転換契約等無効確認請求

- ・平成 20 年 10 月 1 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 4 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

営業担当者の勧めで終身保険の分割転換および保障内容変更をしたが、説明が不十分で保障内容が思っていたものと異なっているため、転換前の契約に戻して欲しい。

### < 申立人の主張 >

昭和 60 年に加入していた終身保険(死亡保険金 3,000 万円)について、付加していた医療特約が 80 歳満了であるため医療保障も終身にした方が良いという営業担当者の提案により、平成 15 年 11 月、十分な説明がされないまま、その一部を医療終身保険に分割転換とされ、分割後存続する終身保険については死亡保険金額を 2,500 万円に減額された。

その後、平成 17 年になり、終身保険は死亡後でなければ活用できない保険であるため生前に活用できる年金のほうが良いという営業担当者の提案を受け、分割後存続していた終身保険について死亡保障に代えて、年金受取りの保険に保障内容を変更した。

ところが、同 19 年に給付金を請求したところ、保障内容が営業担当者から説明を受けていた内容と異なっていたことに気が付いた。上記の一部転換および保障内容変更手続きにおいて、以下のとおり十分な説明が行われておらず、誤認、錯誤にもとづくもので無効であり、転換前の元の終身保険に戻して欲しい。

#### (1) 分割転換契約手続きについて

営業担当者に、本件保険の医療特約のみを解約して医療終身保険に加入したい旨伝えたが、十分な説明がないまま終身保険 3000 万円のうち 500 万円分が分割転換に使用され、分割後存続保険の死亡保険金が 2,500 万円に減額された。

#### (2) 保障内容変更手続きについて

保障内容変更後の保険とその他の保険を併せた保障内容について、営業担当者より、年金の他に、死亡保険金は 1,200 万円、入院給付金はがん入院の場合には 1 日 3 万円、その他の入院の場合には 1 日 2 万円と説明され、内容変更手続後もそのような保障が残ると思っていたが、実際には、死亡保険金は 200 万円、入院給付金はがん入院の場合には 1 日 2 万円、その他の入院の場合には 1 日 1 万円であった。

### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件分割転換契約手続きおよび保障内容変更手続きの両手続きについては、申立人が手続きをなすべきか否かを判断するに当たり必要な事項の説明を行ったうえで、申立人の意思により手続きがなされたものであり、特段の問題は認められず、申立人の申し出には応じられない。

(1) 分割転換契約については、勧誘に当って提案書と称する分割転換後の契約内容を示す書面等を提示し、各契約の内容を説明している。なお、提案書は、成約にいたるまでの約半年間の間に、申立人のニーズを踏まえて複数回作成し直され、内容が詰められていったものであり、申立人において契約内容を十分に納得したうえで行われた。

(2) 保障内容変更手続きについては、分割転換後存続契約(終身保険)の保険料払込期間が満了となる 2 ヶ月位前(平成 17 年 4 月頃)に申立人に対し、保険料払込満了の連絡と保障の受取方法について確認したところ、申立人が「自分でかけたものなので自分で使いたい」と述べたことから、全額年金で受取る場合のプランを数パターン作成し申立人に検討してもらうこととしたが、その際、分割転換後存続契約の死亡保険金は年

金受取りと引き換えに無くなること等について説明した。

その後、申立人より5年で全額年金で受け取ることに決めたとの連絡があったので、支社の担当職員同行のうえ、死亡保障の全額年金受取りへの変更意思を再度確認し手続きを行ったが、申立人は内容について十分納得している状況で、その際にも「自分がかけていたものなので自分で使いたい」との意向が示された。

#### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および営業担当者から分割転換契約手続きおよび保障内容変更手続きにおける契約・変更経緯および説明状況等について事情聴取を行い審理した結果、下記のとおり、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

##### (1) 分割転換契約の効力について

申立人の主張は、保険会社が保険の募集に当たり、申立人の保険需要に適合した保険を勧誘しなかったことを問題にするものと解される。

しかし、分割転換契約後の分割後存続保険と分割後転換保険が、申立人にとって、著しく不適合であるとの事情は認められないし、申立人の事情聴取によれば、申立人は、分割転換契約当時、分割後存続保険と分割転換後保険の各内容について了承していたというのだから、分割転換契約後の各保険に納得し、契約したものと認められる。

##### (2) 保障内容変更手続きの効力について

申立人の主張は、保障内容変更手続きにつき、詐欺による取消（民法96条1項）または錯誤による無効（民法95条）を主張するものと解される。

###### 詐欺による取消について

申立人および営業担当者の事情聴取の結果をもってしても、営業担当者が申立人に対し、保障内容変更手続き後の保障内容について、申立人の主張するような虚偽の説明をしたとは認定出来ない。

###### 錯誤による無効について

ア) 申立人の事情聴取によれば、申立人が理解していた保障内容変更後の年金以外の保障内容は、分割転換後契約による保障の他に、新たに契約した保険によって保障されるというものである。

しかし、新たな保険契約を締結したというのであれば、契約書面の作成を含め、契約に必要な諸手続がなされた筈であるが、本件では、そのような手続がなされたとは認められない。また、営業担当者の他にもう一人の支社職員が申立人と面談し、保障内容変更について再確認がされている。こうした事情からすると、変更契約当時、申立人において錯誤があったと認めることは出来ない。

イ) 仮に、申立人において錯誤が認められたとしても、この申立人の錯誤が、民法95条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」が認められる必要がある。本件における「要素の錯誤」の成否を検討するに、保険商品の選択は、契約者によって相当幅があると言えるから、通常人にとっても、申立人が意図したのと同様の保障内容が残るか否かが、保障内容変更手続をするかを左右する事情とは必ずしも認められない。よって、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することは出来ない。